

成田市民憲章の推進

「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」のまちづくり

「成田市民憲章」をご存じですか。市民憲章は、市民一人一人が社会生活のルールを守り、生き生きと働き、活力ある住みよいまちづくりを推進していくための道しるべです。

建設することが決まり、「国際都市成田」が誕生しました。

国際都市にふさわしいまちづくりを、市民と行政が手を携えて進めていくために、昭和46年11月3日、「成田市民憲章」を制定。翌年7月に、市民憲章の周知とその精

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 1 親切な心で
平和な成田をつくりましょう
- 1 よろこんで働き
豊かな成田をつくりましょう
- 1 きまりをまもり
住みよい成田をつくりましょう
- 1 自然と文化を大切にし
美しい成田をつくりましょう
- 1 若い力をそだて
明るい成田をつくりましょう



一人一人の心掛けが大切(ゴミゼロ運動)

神の実践活動を推進するために、その趣旨に賛同する市民団体で構成された「成田市民憲章推進協議会」が設立されました。

今日では、ゴミゼロ運動や緑化運動といった環境美化運動、ボランティア活動、文化、スポーツなど、幅広い分野でその精神が生かされ、実践されています。

成田市民憲章が掲げる5カ条の精神は、未来の成田市民に伝えていかなければならないものです。市民憲章を実践することの大切さを、家庭の中でも話題にしてみてください。

※くわしくは総務課(☎20-1510)へ。

自動交付機

住民票・印鑑登録証明書

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された専用カードが必要で、印鑑登録証明書と住民票が取得できる「印鑑登録証・なりの市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりの市民カード」の2種類があります。

専用カードの交付申請の際には、4けたの暗証番号の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。

必要なもの
●印鑑登録証(すでに印鑑登録している人)、印鑑(新規で印鑑登録する人は登録する印鑑)、官公署発行の顔写真付き身分証明書

この身分証明書がない場合は、後日、申請人の意思確認のための「照会書」を自宅に郵送しますので、「回答書」欄に押印し必要事項を記入の上、申請窓口を持参してください。

身分証明書がない人で、成田市に印鑑登録している人を保証人として申請した場合は、即日交付が

自動交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前	午前8時30分～午後5時	土、日(第2・4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12/29～1/3)
三里塚コミュニティセンター(☎40-4880)	午前9時～午後5時	休館日(くわしくは各施設にお問い合わせください)、祝日、年末年始(12/29～1/3)
中央公民館(☎27-5911)		

受けられます。その際、保証人の登録印の押印と、登録番号の記入された保証書が必要になります。受付場所
●市民課、下総・大栄支所市民福祉課
※市民課赤坂・遠山分室では受け付けできません。自動交付機で使用できるのは、紙幣は千円札のみ、硬貨は10円以上です。くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

危険防止対策強化月間

飼い主は マナーを守って

11月は「動物による危険防止対策強化月間」です。動物を飼っている人は、次のことに注意して、動物を正しく飼いましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射
国内に狂犬病が侵入した際、そのまん延を防ぐことができます。
捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。動物をみだりに捨てたり虐待すると「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられることがあります。
犬の放し飼いはしない
犬の放し飼いは人への危害の原因となるので、絶対にしないでく

ださい。

犬の散歩

犬の散歩は引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行い、排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。また、猫についても他人の敷地などで排せつすることのないよう飼い主は十分注意してください。

犬のこう傷届

飼い犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。

猫は室内で飼う

屋外で飼うと近所の人に迷惑を掛けたり、交通事故や病気にかかるなどの危険があります。

危険な動物の飼養許可

カミツキガメ・ヘビ・サルなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、保健所長の許



正しく飼ってほしいワン!

可が必要です。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

犬・猫の引き取り

やむを得ない理由でどうしても飼えなくなった犬や猫は、動物愛護センターなどへ相談しましょう。

※くわしくは印旛保健所成田支所(☎26-7231)、または県動物愛護センター(☎93-5711)へ。

住宅地周辺の農薬使用

飛散しないよう 細心の注意を

住宅地の雑草や、近接した農地の農作物・庭木・果樹などに農薬を散布するとき、周辺の住民などが被害を受けないよう細心の注意を払い、農薬が飛散しないように次のことを守りましょう。

- 周囲に影響が少ない時間帯を選び、風が無いときや弱いときに、最小限の範囲で、風向きや散布方向などに注意して隣接地へ飛散しないようにする
- 庭木など食用としない植物への散布であっても、農薬取締法に基づいて登録された農薬を使用し、ラベルに記載されている使用上の注意を守って使用する
- 事前に周辺の住民に農薬の使用目的・散布日時・農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板を表示するなどして区域内にほかの人が入らないように注意する。特に、学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する
- 農薬を使用した年月日・場所・農薬の種類または名称・希釈

倍率・対象植物などを記録し、一定期間保管する

※農薬と健康に関する相談は農政課(☎20-1541)または健康増進課(☎27-1111)へ。

調停相談

裁判以外での 紛争解決

佐倉調停協会では、佐倉簡易・家庭裁判所の調停委員と弁護士が、家事・民事の諸問題について、無料相談会を開催します。

期日①11月8日(土)②11月15日(土)

時間①午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

会場①保健福祉館およびミレニアムセンター佐倉②四街道市総合福祉センターおよび印西市総合福祉センター

内容①交通事故・多重債務・遺産分割・離婚など家事・民事上の諸問題(係争中の事案を除く)

相談員①弁護士、家事・民事調停委員

※参加を希望する人は当日直接会場へ(先着順、午前9時から受け付け開始)。くわしくは

佐倉裁判所庶務課(☎043-484-1215)へ。

市長日誌

(10月1日～15日)

- 1日 教育委員辞令交付式
- 3日 香取広域市町村圏事務組合議会定例会
- 5日 国際市民フェスティバル2008フォーラム・イン・ナリタ 区長会講演会
- 6日 千葉県根本名川土地改良区臨時総代会
- 7日 成田市保健福祉審議会 成田市公設地方卸売市場運営審議会
- 9日 ニュータウン5地区グラウンド・ゴルフ交流玉造大会 中学生議会 成田地区農政懇談会
- 10日 獣魂祭
- 11日 市民運動会 日本ベタング選手権大会
- 12日 友好都市締結20周年記念訪問(～14日、中国・咸陽市)
- 15日 成田赤十字病院運営協議会 安心なまちづくり大会



中学生議会で答弁する小泉市長

秋の全国火災予防運動

火のしまっ 君がしなくて誰がする

11月9日(日)～15日(土)に、秋の全国火災予防運動が実施されます。平成20年度の全国統一防火標語は「火のしまっ 君がしなくて誰がする」です。市消防本部では期間中、次のような行事を実施します。

防火ポスター展
会場と期間
○ユアエルム成田：11月8日(土) 14日(金)
○イオンモール成田：10月31日(金)～11月7日(金)
○市役所1階ロビー：12月1日(月)～5日(金)

防火ポスターの入賞作品を展示
防火フェスタ2008
日時：11月9日(日) 午前10時～

ペットボトルの回収にご協力を

※ペットボトルは各地域リサイクル団体およびペットボトル店頭回収協力店へ(下総・大栄地区は収集日に集積所へ出してくださ



午後4時

会場：ユアエルム成田 1階センタープラザ

内容：防火教室、救助隊・救急隊の実演、わが家の防災コーナー、住宅用火災警報器コーナー、住宅防火コーナー、救急・消防資機材コーナーなど

老朽化消火器などの回収
消火器の破裂事故を防止するため、住宅などの老朽化した消火器を有料で処分します。回収した消火器は、社団法人日本消火器工業会会員各社などで適正に処理されます。

期間：11月9日(日)～15日(土) 午前9時～午後5時

場所：市内の各消防署および分署
料金：1,000円(処分料)

※市内で消火器などの不適正取引が発生していますので、注意してください。火災予防運動期間中の防火相談は消防本部予防課(☎20-1591)または成田消防署(☎20-1594)、飯岡分署(☎36-0119)、三里塚消防署(☎35-1007)、空港分署(☎30-1187)、赤坂消防署(☎26-3210)、大栄消防署(☎73-4141)、下総分署(☎96-1119)へ。

中小企業資金融資制度

運転資金や設備資金などに

対象：市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者

資金の種類と限度額

- 設備資金：3,000万円
- 運転資金：1,500万円
- 零細企業向け資金(運転・設備)：750万円
- 季節資金：300万円



※くわしくは商工課(☎20-1622)へ。

農業用廃プラスチック 適正処理を お願いします

使用済み農業用ビニール資材やポリエチレン資材など、農業用廃プラスチック類は産業廃棄物です。これらの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。

11月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
11月4日(火)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
11月5日(水)	並木町(成瀬台・日本松)地区	
11月6日(木)	飯田町地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に登録してください。

回収対象：農業用廃ビニール・廃ポリエチレン、肥料袋・培土袋 ※育苗箱、保温マット、あぜシート、ブルーシートなどは回収対象外です。産業廃棄物処理業者などで処理してください。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。